7. 生活·產業

1 国際金融・経済都市~アジアのイノベーション・ 金融ハブの実現

1 サステナブルファイナンスの先進都市の実現

(提案要求先 内閣官房・内閣府・金融庁・厚生労働省・経済産業省) (都所管局 産業労働局)

サステナブルファイナンスの先進都市の実現に向け、脱炭素化の 実現に向けたトランジションファイナンスの推進やサステナビリティ実現に向けた規制改革等の推進について、アジアをけん引する姿 勢で取り組むとともに、資産運用プレイヤーの集積や成長を支える 取組など、国内外から投資を呼び込むための環境づくりを加速させること。

<現状・課題>

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想 2.0」を策定し、様々な施策を展開している。政府は、「資産運用立国」を掲げ、これを実現することで我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげる考えを明らかにし、国は、令和5年12月23日に「資産運用立国実現プラン」を策定した。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、都のこれまでの取組と軌を一にするものである。加えて、令和6年6月4日には、意欲ある自治体と協働の上、国内外の金融・資産運用業者の集積、金融・資産運用業者等による地域の成長産業の育成支援、成長産業自体の振興・育成といった観点から取組を進めていくため「金融・資産運用特区実現パッケージ」を取りまとめ、東京都も対象地域とされたところである。

「資産運用立国」の実現に向けては、国内の機関投資家の資金や家計金融資産を成長分野への投資にシフトするとともに、国外からもより多くの資金を呼び込んでいく必要がある。そのため、国際的に競争力のある税制の構築、資産運用業への参入障壁や我が国独自のビジネス慣行の見直し等に取り組み、成長分野へのリスクマネーの供給を通じたイノベーション創出と、それに伴う果実の還元という好循環を生み出していくべきである。都としても今年度、TOKYOレジリエンスボンドを発行し、世界の金融市場に都の気候変動適応策を伝え、海外からの投資資金を呼び込むこととしている。

東京都が目指す、サステナブルファイナンスの推進とスタートアップ振興を軸 とした、「サステナブルな社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブ」 の実現に向けては、国と緊密に連携して取組を進めていくことが不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 国内資産運用業の活性化
 - ア 金融商品取引業のライセンス登録が迅速に進むよう、審査体制を充実させること。
- イ 金融事業者のエコシステムを形成するため、信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲を拡大すること。具体的には、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)等を、制度対象の業種を列挙する方式から、除外される業種を列挙するネガティブリスト方式に変更すること。
- ウ 過去の運用実績を重視した、国の「積立金の管理及び運用が長期的な観点 から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」を改定し、 新興資産運用業者に門戸を開くこと。
- エ 機関投資家から新興資産運用業者 (EM) への運用資金の拠出を促進する ため、拠出額の一定割合を税額控除する等、税制上の優遇措置を講じること。
- オ EMが自らの成長に必要な運用資金 (シードマネー) を獲得できるように するため、年金積立金管理運用独立行政法人をはじめとする公的年金等の管 理運用主体がEMに対して一定の割合を資金拠出するよう、必要な措置を講 じること。

(2) 社会課題の解決に向けた投資を加速

- ア 現状、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資先とする投資法人に認められている時限の税制優遇措置を恒久化するとともに、優遇対象となる投資 先を、系統用蓄電池等の再生可能エネルギーの導入拡大に資する設備に拡大すること。
- イ 持続可能な成長に必要な資金調達の円滑化に向け、今年3月にサステナビ リティ基準委員会から公表された我が国最初のサステナビリティ開示基準 に基づき着実な開示を促し、開示された情報の信頼性を確保するための必要 な仕組みを早期に整備するほか、情報開示に取り組む企業への支援を行うこ と。
- ウ アジア諸国を含めたGX推進に向け、トランジションファイナンスの国際 的な普及・理解醸成に引き続き取り組むこと。
- エ インパクト投融資の推進について、国際的な動向に目を配るとともに、昨春創設された「インパクトコンソーシアム」及び関連分科会において議論されている、インパクト創出に取り組むスタートアップ等の課題やニーズを踏まえ、効果的な資金供給につながる仕組みづくりを推進すること。
- オ カーボン・クレジット市場の健全な発展に向け、多くの種類のクレジットが存在している状況を踏まえた情報開示のルール策定など、投資家保護や取引拡大に資する取組を進めること。

(3) 海外の資産運用業者を通じた投資を促進

- ア 国内外からの資産運用業者をはじめとする多様な金融プレイヤーの参入 を促進するため、法人税や所得税等の軽減を一層推進すること。
- イ 海外からの投資を促進する観点から、国内ファンドの外国組合員に対する

PE(恒久的施設)課税制度の免除要件緩和や、都内で創設されたファンド (投資法人、契約型投資信託、投資事業有限責任組合等)に海外の機関投資 家が投資した場合の海外への配当等に対しては租税条約に係る免税申請の 有無にかかわらず源泉徴収を行わないこととするなど、適切な措置を講じる こと。

(4) 家計金融資産による投資を拡大

ア 国が設立した「金融経済教育推進機構」において、講師派遣の担い手をより多く確保する観点から、中立的な内容を担保することを要件に、個別の金融機関の参画も許容すること。

また、同機構において、退職金等のまとまった資金を受け取る機会の前に、 資産運用に関する講座を提供すること。

- イ 令和6年から導入されたNISAの新制度を含め、個人の安定的な資産形成の重要性や新たな制度等の理解促進に取り組むこと。
- ウ 被相続人のNISA口座内の資産について、相続人のNISA口座へ年間 投資上限額の別枠(非課税保有限度額の範囲内)で直接移管することを可能 とすることで、長期投資による安定的な資産形成を推進する制度とするこ と。
- エ 国内個人金融資産が、高い環境技術や潜在力を有する国内企業の成長資金として活用されるよう、「つみたて投資枠」の対象として指定されたインデックスにESG指数を追加するなど、個人投資家のSDGs投資を後押しする税制に関する措置を講ずること。
- オ 退職時に現金でしか受領できない確定拠出年金の一時金について、有価証券のままでの受領を可能とすることで、投資を継続できる制度とすること。

(5) 都内企業のサステナブル経営促進に向けた環境整備

ア 世界のキャッシュレス化の動向を踏まえ、キャッシュレス決済の手数料負担低減など、中小・小規模事業者も含め、更なる普及促進につながるよう、キャッシュレス化に関する環境整備を図ること。

2 グローバルに活躍するスタートアップが生まれる都市の推進

(提案要求先 内閣官房・内閣府・金融庁・総務省・法務省・経済産業省) (都所管局 産業労働局・スタートアップ戦略推進本部・政策企画局)

スタートアップへの資金拠出促進に向け、VC等の投資環境を巡る税制・規制改革を進めるとともに、ブロックチェーン技術の活用などWeb3をリードする視点をもって取組を強化すること。

また、海外からの支援の呼び込みに向け、投資やビジネス、生活環境等に関する規制の緩和に向けた議論を加速させ、早期に受入環境を実現させること。

<現状・課題>

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想 2.0」を策定し、様々な施策を展開している。政府は、「資産運用立国」を掲げ、これを実現することで我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげる考えを明らかにし、国は、令和5年12月23日に「資産運用立国実現プラン」を策定した。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、都のこれまでの取組と軌を一にするものである。令和6年6月4日に公表された「金融・資産運用特区実現パッケージ」では、東京都も対象地域とされており、この枠組みを最大限活用し、協働して取組の加速化を図る必要がある。

また、スタートアップ支援に関しては、国が「スタートアップ育成5か年計画」を、都はスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」を打ち出し、共に取組を進めているところである。

国が掲げる「資産運用立国」を実現し、国が持続的に成長していくためには、世界の課題の解決に取り組むスタートアップ等の育成を強力に進めていく必要があり、必要な成長資金を呼び込み、成長を支える環境づくりを進める等、国と一体となった取組の推進が重要である。投資環境をめぐる規制等の改革のほか、投資家とスタートアップ等の成長企業のつなぎ手となる資産運用業の新規参入や成長を促進するとともに、仲介の場としての資本市場の機能の一層の強化に取り組む必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) スタートアップへの投資を拡大
 - ア 世界に冠たるユニコーン企業を輩出するため、産業革新投資機構など政府 系ファンドを通じて、レイター期のスタートアップに対する成長資金の供給 を一層強化すること。
 - イ 投資信託等について、上場ベンチャーファンドに投資した個人に対する税 制上の優遇措置の新設や、排出権等、組入可能な投資対象の拡大等を通じて、

個人がスタートアップ等に投資しやすい環境を整備すること。

- (2) Web3をリードする環境整備
- ア Web3の社会を見据え、ブロックチェーン等を活用したイノベーションや、関連企業・人材の集積を促進するため、暗号資産の発行や流通に係る明確で安心・安全なルールの整備に取り組むこと。とりわけ、セキュリティトークンの発行・流通について、事業者による円滑な資金調達を実現するため、投資家保護に配慮しつつ、必要な環境整備を進めること。
- イ ブロックチェーン技術を活用した新たな資産への投資環境を整備するため、地方自治体によるデジタル証券の発行が可能となるよう、法整備を行うこと。
- (3) 海外から支援を呼び込むための環境整備
 - ア 海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を進めるとともに、都と連携した誘致活動の展開や海外ベンチャーキャピタル等の日本展開をサポートする誘致の仕組みづくりなど、海外からの国内スタートアップへの投資規模拡充に向けた取組を強化すること。
- イ スタートアップを取り巻く新しいビジネス環境の構築の障壁となっている規制や制度について、スタートアップやエコシステムプレイヤーへの積極的な聴取等により、規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化につながる取組を進めること。
- ウ 海外投資家向けのビザ活用が進むよう、家族などの帯同者等に関する規制 の緩和実現に向けた検討を加速すること。

3 英語でビジネスができるグローバルスタンダードな都市の実現 (提案要求先 内閣官房・内閣府・金融庁・法務省・文部科学省・経済産業省) (都所管局 産業労働局・政策企画局・財務局・教育庁)

グローバルスタンダードなビジネス環境や外国人の在留・生活環境の整備を進めるとともに、エコシステムを支える人材の育成に関する取組を強化し、多様な人材が活躍できる魅力的なフィールドを実現すること。

<現状・課題>

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想 2.0」を策定し、様々な施策を展開している。政府は、「資産運用立国」を掲げ、これを実現することで我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげる考えを明らかにし、国は、令和5年12月23日に「資産運用立国実現プラン」を策定した。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、都のこれまでの取組と軌を一にするものである。令和6年6月4日に公表された「金融・資産運用特区実現パッケージ」では、東京都も対象地域とされており、この枠組みを最大限活用し、協働して取組の加速化を図る必要がある。

東京都が目指す国際金融都市を実現し、グローバルに資金・人材・技術・情報を呼び込むゲートウェイとして日本・アジア全体の成長に貢献していくためには、ビジネスや生活を支える高度なエコシステムを形成する必要があり、在留資格等制度面での環境整備に加え、英語での行政手続完結や英文IR情報開示等、海外からの国内市場へのアクセスを容易にするための支援策の拡充など、グローバルスタンダードな環境整備の推進が重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 英語対応等によるビジネス環境のグローバル化を推進
 - ア プライム市場における英文 I R 情報の開示の義務について、対象を順次、 有価証券報告書などに拡大すること。その際、英語による開示内容やタイミ ングが、日本語の開示と同等になるよう、適切な措置を講じること。
 - また、義務化の対象を、順次スタンダード・グロース市場にも拡大していくこと。
 - イ 国内企業の英文 I R情報開示を加速度的に広げていくため、金融庁等が開発した A I 翻訳システムの周知・活用を推進するとともに、対訳資料収集によりシステムの高度化を図ること。
 - ウ 都と FinCity. Tokyo が進める英文 I R情報開示支援事業 (Disclosure G) の取組を全国で展開すること。
 - エ 海外企業による国内証券取引所への上場を推進するため、英文での上場推 進や、上場申請に係る必要書類の作成支援等のきめ細かなサポートを実施す ること。

- オ 金融関連法令の英語翻訳・公表の推進や、拠点開設サポートオフィスにおける英語での登録手続等の対象となる業の拡大等、金融行政の一層の英語化を図ること。
- カ 都による誘致関係のインセンティブが付与された企業など、確実に都内に 拠点を置くことが見込まれる金融系外国企業を対象に、金融業の登録申請等 をスムーズに進める「拠点開設サポートオフィス」に引き続き取り組むこと。
- キ ビジネスに必要な在留資格の申請や会社設立に係る諸手続について、東京 開業ワンストップセンター以外でも英語による記載・申請を可能とするな ど、行政手続の英語対応、簡素化を進めること。
- ク 金融系外国人材・企業による口座開設の円滑化に向けた支援を行うこと。
- ケ 国際仲裁の活性化が日本企業の海外進出や海外からの対日投資呼び込み に資するという取組意義等を十分に意識し、日本・東京を仲裁地・審問場所 とするなど国際仲裁を利用しやすい環境の整備を進めること。国際仲裁に精 通するグローバルコミュニティで活躍できる実務家の育成や仲裁専用施設 の整備に取り組むとともに、国際的な評価を高めるための取組の加速化を図 ること。
- コ ビジネス環境が充実したポテンシャルの高い都心の国有地など、産業の活 性化に資する拠点等となる場を確保すること。
- サ 貿易分野のデジタル化に向けて、国際標準に基づくデータ連携を促進する 仕組みなど、環境整備を着実に進めること。

(2) 在留・生活環境のグローバル化を推進

- ア インターナショナルスクールの充実への支援等、都と連携して魅力的な生活環境の整備を推進すること。
- イ 国家戦略特区において、インターナショナルスクール向けに建物を整備 し、貸し付けた者に係る税制優遇措置の拡充を図ること。
- ウ 東京が海外の高度人材から選ばれる都市となるため、国家戦略特区で提案 した「東京グローバルイノベーションビザ」について、高度専門職人材の配 偶者が日本に居住しながら海外企業等とのリモートワークでの就労を可能 とする在留資格緩和を早期に実現すること。
- エ 海外のパートナーシップ制度に基づく登録を行った同性パートナーが入 国・在留できるよう、新たな在留資格を創設すること。
- オ 高度金融人材等のニーズにかなった家事使用人利用の促進を図るため、特 区による高度人材の家事使用人や親の帯同要件の更なる規制緩和を実現すること。
- カ 家事支援外国人受入事業について、サービス提供地域を拡大するなどの制度拡充を実現すること。
- キ クールジャパンの魅力発信等に資する外国人材を誘致するため、特区により、 外国人理容師の就労を可能とする在留資格緩和を実現すること。
 - また、外国人料理人の就労を促進する在留資格緩和を実現すること。

- (3) エコシステムを支える人材を育成
- ア サステナブルファイナンスをはじめとする金融プロフェッショナル人材 の育成やデータ整備等の取組を進めること。
- イ サステナブルファイナンス等の視点も持った高度金融専門人材や高度金 融専門人材を支えるデータサイエンティスト、金融関連の法務・コンプライ アンス人材の育成について、取組を強化すること。
- ウ 世界で学び、活躍する人材を育成し、また、国際都市として多くの留学生 を引きつけるために、秋季入学を含めた柔軟で多様な学びの在り方につい て、幅広い観点から議論を積み重ねるなど、国の責任において検討を進める こと。

4 国や関係者と一体となった更なる海外プロモーションの強化 (提案要求先 内閣官房・内閣府・金融庁・経済産業省) (都所管局 産業労働局)

海外の投資家や高度人材等に、日本の市場動向、市場改革の進捗 や規制緩和など、日本の投資環境の整備が進んでいることについて リアルタイムで伝わるよう、国、関係者が一体となって発信に取り 組むこと。

<現状・課題>

都はこれまでも、官民連携金融プロモーション組織であるフィンシティ東京と一体的に、海外目線での積極的な情報発信を行っているが、海外の投資家や高度人材等に、日本の市場動向、市場改革の進捗や規制緩和など、日本の投資環境が整ってきていることがリアルタイムで届いていない。

<具体的要望事項>

海外の投資家や金融関係者などに対し、金融・資産運用特区の創設や様々な規制緩和など、日本の投資環境の整備が進んでいることがリアルタイムで伝わるよう、海外目線での積極的かつ明瞭な情報発信に努めること。

2 スタートアップ支援の推進

1 スタートアップ支援の連携と施策の強化

(提案要求先 内閣官房・内閣府・経済産業省) (都所管局 スタートアップ戦略推進本部・産業労働局)

起業数及びユニコーン数を拡大し、世界市場で打ち勝つスタートアップを育てていくため、都が進める「Tokyo Innovation Base (TIB)に参画し、都及びTIBに参画する関係者との密接な連携により、国内のイノベーション創出に向け、日本の一つの大きなエコシステムを育てる取組を強化すること。

<現状・課題>

世界の変革と成長をけん引するスタートアップを数多く輩出し、イノベーションによって社会課題を解決するため、国を挙げてスタートアップのエコシステム 創出に取り組むことが重要である。

世界で打ち勝つスタートアップの育成を強力に進めていくためには、国と都との連携により、オールジャパンで取組を推進し、イノベーションを起こす場づくりを共に進めるとともに、資金や人材、ノウハウなどの経営資源が不足しているスタートアップに対し、官民一体で多様な側面から支援する体制を構築していく必要がある。

国は、「スタートアップ育成5か年計画」において、官民による我が国のスタートアップ育成策の全体像を掲げ、「骨太の方針2025」においても、スタートアップへの支援など具体的な施策展開の方針を明らかにしており、様々なスタートアップ拠点の設置や計画が進行している。

また、都がスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」において 構想を掲げた「Tokyo Innovation Base (T I B)」は、昨年5月のグランドオー プン以降、スタートアップやその支援者が集まり交流する結節点として、全国各 地や世界の拠点との連携、多様な支援プログラムの提供などを進め、エコシステ ムの大きなプラットフォームに育ってきている。

世界のエコシステムも急速に進化し、競争が激しさを増す中、国と都が密接に 連携し、イノベーション創出に向けた戦略の取組を加速していく必要がある。

<具体的要求内容>

世界を見据えたスタートアップの振興に向け、「スタートアップ育成5か年計画」に基づく施策展開を加速するとともに、国での施策の検討状況について、適宜、情報提供するなど、都と密接に連携し、資金、人材、販路などの多様な側面からの支援が抜本的に強化されるよう、共に取り組むこと。

TIBにおけるスタートアップとスタートアップ支援に関わるあらゆるプレイ

ヤーとをつなぐ取組に参画し、支援プログラムや資金供給、メンタリング等、充実したスタートアップ創出支援が展開されるよう、国のプログラムのTIBでの実施や国関連施設との連携の取組を進めること。

2 世界からスタートアップ支援者を呼び込むための取組の強化

(提案要求先 内閣官房・内閣府・経済産業省)

(都所管局 スタートアップ戦略推進本部・産業労働局)

起業時から世界を見据え、世界市場に進出するスタートアップを輩出するために、海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を進めるとともに、国内スタートアップに関するデータベースの整備など、戦略的な情報発信を都と連携して一体的に進めること。

<現状・課題>

スタートアップが世界で活躍するためには、優れた技術を持つスタートアップ が海外からも的確に認知・把握されるよう、情報を戦略的に発信することが重要 である。

一方で、日本のスタートアップへの投資規模は、海外と比べて圧倒的に小さく、 グローバル展開へと挑戦・飛躍するためのリスクマネーの供給が不足している。 国では、「スタートアップ育成5か年計画」において第二の柱として、「スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化」を掲げており、スタートアップへの出資の促進を進め、海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備に取り組むこととしている。

都でも、スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」において、国内のみならず海外プレイヤーと連携し、グローバル市場を見据えた資金調達環境を整える仕掛けとして、海外ベンチャーキャピタル等の日本展開をサポートする誘致の仕組みの構築を掲げており、アジア最大級のグローバルイベントの開催や、海外グローバルイベントへの他自治体との共同出展、国内スタートアップに関する情報を英語表記で一元的に扱うデータベースの整備など、国と連携したオールジャパンでの発信に向け、様々な取組を進めている。

<具体的要求内容>

海外の投資家や海外ベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を進めるとともに、プロモーション活動やイベントの実施など、都と連携して海外ベンチャーキャピタル等の誘致活動に取り組むこと。

都で開催している「SusHi Tech Tokyo」など、国内外で開催するスタートアップ関連イベント等を通じた世界に向けた情報発信について都と一体となって取り組むこと。

海外に向けてスタートアップ関連情報を一元化して発信できるよう、グローバルとつながるプラットフォームの構築を都と一体となって進めること。

3 公共調達の推進

(提案要求先 内閣官房・デジタル庁・総務省) (都所管局 スタートアップ戦略推進本部・産業労働局 ・デジタルサービス局)

スタートアップの成長促進には公共調達の果たす役割が大きいことから、スタートアップの更なる参加拡大に向けた調達の仕組みを構築すること。

国が進めているデジタルマーケットプレイスの取組については、 都や区市町村、東京都政策連携団体等が活用しやすいシステムを整 備するとともに、スタートアップの参入促進を図ること。

<現状・課題>

国の「スタートアップ育成5か年計画」では、スタートアップの事業展開・出口戦略の多様化の観点から、公共調達の拡大等の推進に取り組むことが掲げられている。

一方で、公共調達の事務については、「公共調達の適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号)のとおり、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札(総合評価方式を含む。)による調達を行うものとされている。

こうした中、令和6年度に正式版をリリースしたデジタルマーケットプレイスは、スタートアップからの公共調達拡大等に有効な施策であると考えられることから、サイトの機能等を充実させるとともに、更に多くのスタートアップの登録を促進していく必要がある。

<具体的要求内容>

地方自治体がスタートアップからの調達に一層取り組むために、制度の整備等の取組を強化すること。

都は令和6年度、政策目的随意契約に係る認定情報を自治体間で相互に活用可能となるデータベースを構築し、全国の自治体との連携を開始した。国においても都と連携して官民協働を促進するための取組を行うこと。

都や区市町村、東京都政策連携団体等がデジタルマーケットプレイスを活用した契約ができるよう、効果的な利用者管理の仕組みを構築し、サイトの検索機能の充実を図るとともに、周知・広報を強化しスタートアップの登録を促進すること。

4 スタートアップ支援につながる規制・制度の見直し

(提案要求先 内閣官房)

(都所管局 スタートアップ戦略推進本部・産業労働局・政策企画局)

スタートアップが直面する課題を積極的に聴取し、規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化などにつながる取組を推進するとともに、海外高度人材の呼び込みに寄与する在留資格の認定要件等の規制緩和を行うこと。

<現状・課題>

スタートアップが生み出す新しいビジネスにとって障壁となる既存規制・制度 の改革が不可欠である。

国では、政府全体として強力な規制改革の推進体制を構築する「規制改革関係 府省庁連絡会議」が設置されたほか、令和5年度「規制改革実施計画」でスター トアップを促進する規制・制度見直しについて、令和6年5月31日「規制改革推 進に関する答申」でスタートアップの成長基盤の整備について言及された。

さらに、令和6年6月4日に公表された「金融・資産運用特区実現パッケージ」では、東京都も対象地域とされており、この枠組みを最大限活用し、協働して取組の加速化を図る必要がある。

都は、スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」に基づき、国と共に、スタートアップのニーズに寄り添った伴走型の規制緩和やルールメイク・事業支援などの取組を進めているところである。

<具体的要求内容>

スタートアップが直面している規制について、これまで以上に積極的に聴取すること。また、東京都や他自治体等が把握した規制や明確化されていないルール・慣行等についても、随時把握できるような体制とし、積極的に規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化などにつながる取組を推進すること。高度外国人材やその配偶者が日本で活躍できるための在留資格の認定要件等に係る規制緩和措置について、検討を進めること。

5 アントレプレナーシップ教育の推進

(提案要求先 内閣府・文部科学省)

(都所管局 スタートアップ戦略推進本部・総務局・産業労働局)

失敗を恐れず挑戦することを後押しするような教育体系を構築し、 初等・中等教育段階も含めたアントレプレナーシップ教育を実施する こと。

<現状・課題>

国は令和4年度に「スタートアップ育成5か年計画」を発表し、アントレプレナーシップ教育の強化や大学・小中高生へのスタートアップ創出に向けた支援等について示した。それに基づき、令和6年度から「アントレプレナーシップ推進大使派遣事業」として全国の教育機関に起業家等を派遣し、出前授業を実施している。さらに、令和7年には「Japan Entrepreneurship Alliance(JET-ALL)」を発足し、全国の自治体等と連携したアントレプレナーシップ教育を実施している。

都では、「Global Innovation with STARTUPS」でアントレプレナーシップ(起業家性)の育成を取組の柱に据えている。小中学校、高校における継続的なアントレプレナーシップ教育実施を進めており、「小中学校向け起業家教育推進事業」として、授業等で起業家教育を行う場合に、必要な内容の検討から実施までの支援を行うとともに、講演可能な起業家や経営者などを派遣している。

しかし、令和4年のGlobal Entrepreneurship Monitor の調査では、起業家という職業を評価する国民の割合は23.7%と43か国中最下位と低く、挑戦者を応援する土壌が構築できていない。また、令和7年の日本財団の18歳意識調査では、「自分の行動で、国や社会を変えられると思う」と答えた割合は39.1%と、昨年の45.8%を下回っている。日本では世界に比べて、社会を変えようという意欲や希望を持っている若者が少ない現況がある。

我が国が現在直面している様々な課題を克服し、社会変革を成し遂げるためには、スタートアップだけでなく様々な分野において変革を生み出す幅広い意味でのアントレプレナーシップが求められており、こうしたマインドを幼少期から育むことが必要である。

また、従来までのいわゆる大企業への就職にとらわれず、起業へのチャレンジ や新たな職への挑戦が当たり前の社会に向けた雇用市場の活性化が望まれる。

<具体的要求内容>

若者が失敗を恐れず、社会課題の解決をはじめ様々な新しいことに挑戦することを奨励するような教育体系を構築し、これまでは主に高校生、大学生向けが中心となっていたアントレプレナーシップ教育について、初等・中等教育段階から実施すること。

また、起業家と触れ合う機会の提供や、PBL型の教育の展開など、実践的なアントレプレナーシップ教育を実施すること。

3 「つながる東京」実現に向けた高速モバイルイン ターネット網の早期構築等

(提案要求先 総務省) (都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 5 Gによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、高 周波数帯の基地局整備を推進するとともに、周波数帯別の内訳 を含めた通信事業者別・都道府県別の整備状況を示すこと。
- (2) 島しょ地域や山間部にも高速モバイルインターネット網をくまなく行き渡らせるため、通信困難地域へ1社が基地局を整備する際の補助についても、複数社の場合と同様に補助率の拡充を図ること。また、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、維持管理に要する費用についても財政措置を講じること。
- (3) 首都直下地震など様々な災害リスクが高まる中、発災時にも安定した通信を確保し、都民の生命を守るため、災害時における携帯電話基地局等の強靱化対策事業により、非常用電源の72時間化など、区市町村本庁舎や災害拠点病院等における携帯電話基地局の強靱化を国が責任を持って主導し確実に進めること。

<現状・課題>

(1) 周波数帯別5G整備状況の開示

5Gによる高速モバイルインターネット網の整備は、国民のQOLを向上させるために必要不可欠である。

国においても、少子高齢化・過疎化といった課題に対し、デジタル実装を進め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル基盤の整備を促進している。

都ではデジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質の高い生活を送ることができる「スマート東京」の実現を目指し、令和5年8月に「つながる東京」展開方針を策定した。

大容量かつ高速通信を必要とする 5 Gサービス市場は、今後大きく拡大することが見込まれ、「超高速」「超低遅延」「多数同時接続」といった 5 Gの特長を十分に発揮するには、s u b 6 帯やミリ波帯などの高周波数帯の整備は、「つながる東京」実現の上で不可欠である。

そのため、都では、基地局数、基盤展開率、人口カバー率の都道府県別整備状況の開示を求めてきたが、「新たな目標に基づく5Gインフラの整備状況(令和5年度末)の公表」(令和7年2月12日)では、「サブ6展開率」の考え方が示され、sub6帯の整備目標と都道府県別整備状況が公表されたものの、sub6帯及びミリ波の通信事業者別・都道府県別整備状況が示されていない。

(2)補助制度の拡充

国が目指すデジタル社会の発展において、高速モバイルインターネット網は基幹的インフラであると同時に、その利用はユニバーサルサービスとされるべきである。しかし、島しょ地域や山間部などでは、地理的条件により電力や光回線の確保が難しいことや維持管理費等の負担の課題があり、無線通信事業者の自発的な基地局整備につながりにくい。その中で、1 社以上が整備済みのエリアへ複数社が整備する場合の補助率は3分の2となっているが、通信困難地域へ1社が新規整備する場合の補助については、補助率が2分の1となっており、複数社整備の場合と同等の補助率となっていない。さらに、国の補助制度において維持管理費を財政支援することが明記されておらず、維持管理費用の負担が困難な自治体では、実質的に基地局が設置できない状況が続いている。

(3) 携帯電話基地局の強靱化

令和6年能登半島地震では、伝送路の切断や停電等により基地局の停波が起きた。有事の際には、避難や救急・救命活動において通信が重要な役割を果たすため、首都直下地震や台風などの自然災害に備え、基地局の強靱化を推進し通信を確保していくことが重要であり、今年度災害時における携帯電話基地局等の強靱化対策事業が創設された。この事業により、国民の命を守るという観点から、発災後72時間の停電対策や衛星通信を活用した多重化など、災害時の拠点となる施設等の周辺における基地局の強靱化を国が責任を持って主導し確実に進めるべきである。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

<具体的要求内容>

- (1) 5 Gによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、sub 6 帯やミリ波帯などの高周波数帯の整備目標を早期かつ着実に達成すること。また、「サブ 6 展開率」の考え方に基づき、都道府県ごとの各メッシュの整備状況を通信事業者別に開示するとともに、ミリ波における通信事業者別・都道府県別整備状況についても開示すること。
- (2) 島しょ地域や山間部にも高速モバイルインターネット網をくまなく行き渡らせ、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できる

よう、通信困難地域へ1社が基地局を整備する際の補助についても、複数社の場合と同様に補助率の拡充を図ること。

また、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、維持管理に要する費用についても財政措置を講じること。

(3) 首都直下地震など様々な災害リスクが高まる中、発災時にも安定した通信を確保し、都民の生命を守るため、災害時における携帯電話基地局等の強靱化対策事業により、非常用電源の72時間化など、区市町村本庁舎や災害拠点病院等における携帯電話基地局の強靱化を国が責任を持って主導し確実に進めること。

参考

- (1)から(3)まで国施策の根拠法令・計画
- ・ 総務省「デジタル田園都市国家インフラ整備計画(改訂版)」(令和5年4月 25日発表)
- ・ 総務省「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」(平成 17 年 11 月 25 日総基移第 380 号 最終改正:令和7年1月15日総基移第 836 号)
- ・ 総務省「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(告示)(昭和62年2月14 日郵政省告示第73号)
- ・ 総務省「5G 普及のためのインフラ整備推進ワーキンググループ報告書」(令和6年7月17日)
- ・ 総務省「新たな目標に基づく5Gインフラの整備状況 (令和5年度末)」(令 和7年2月12日)

4 次世代モビリティの社会実装の推進

1 自動運転の社会実装に向けた取組の推進

(提案要求先 経済産業省・国土交通省) (都所管局 都市整備局・交通局)

L4自動運転車両の着実な社会実装に向け、安全かつ実用的な技術水準の向上を図るため、より一層の事業者向け技術支援を進めるほか、事業化に向けた初期投資への支援、都民の社会受容性を高める分かりやすい情報発信、自治体や事業者による取組が継続しやすい環境整備に努めること。

<現状・課題>

公共交通へのニーズが複雑化・多様化し、深刻化するドライバー不足の解消や 高齢者の移動の確保という点においても、自動運転の早急な社会実装が求められ ている。

全国各地で自動運転のレベル4実装に向けた運行が開始する中、都において も、自動運転の「推進区域」を設定し、地元自治体、事業者と一体となってレベ ル4実装に向けた運行を開始するとともに、ガイドラインの公表や運行経費及び 社会受容性向上の取組への補助など、多角的な支援を実施している。

一方で、事業者が進める自動運転に関わる技術開発は、車両走行に関わる事象 に対して十分な対応ができるよう進められているが、自動運転車両が自ら完全な 判断を行い、車両を制御するには至っていないのが現状である。

特に安全な走行について、地理的な条件や交通状況変化など、いわゆる自動運転制御に関わる地域的な対応については、主に事業者に委ねられており、十分なデータの取得に多大な時間と労力を要している。

国は、こうした地域の特性に合わせた自動運転技術の開発に対し、加速度的に 進歩する生成AIの活用を促すための支援や、オープンイノベーションの枠組み づくりを行うなど、効率的に安全性確保が計られるよう施策を推進すべきである。

また、最先端の技術を搭載する自動運転車両そのものが高価になる可能性があることに加え、高出力充電設備といったインフラ整備など、初期投資額が非常に大きい一方、バスやタクシー等を想定した場合、サービス対価が少額であり、初期投資の回収に相当の期間を要する。

他方で、日本においては短期的な収支見通しに基づいて投資判断がなされることが通例であり、自動運転のようなイノベーティブな取組に対して、資金が投入される素地が十分に整っていない状況にある。

そのため、事業化に当たって、国からの補助や市場からの資金調達が容易になるよう支援を行うことが重要である。

加えて、自動運転車両の社会実装を速やかに進めていく上では、国民や地域の

社会受容性を高め、実装の担い手となっていただくことが重要である。

このため国は、自動運転の社会実装によって国民や地域が享受できるメリットを分かりやすく情報発信する機会を拡大するほか、「見る、体験する、意見交換する、自ら発信する」など実感できる場づくりを積極的に進めていくべきである。

さらに、自動運転の社会実装を円滑に進めていく上では、空港、駅前広場など、 自動運転サービスのニーズが高いことが見込まれる公共施設等において、デマン ド型の自動運転車両の乗降場所の確保が必要である。

そのため、既存の街のインフラにおける自動運転車両の乗降場所の在り方など、国が率先してより具体的にガイドライン等を示すことが求められる。

また、更なる社会実装の加速のためには、地域の実情に応じた走行データの蓄積や学習が重要であり、事故発生時の調査や責任判断、地域住民の理解促進など、自治体や事業者等が公道での実証を継続できる環境整備が必要である。

<具体的要求内容>

早期に安全かつ実用的な自動運転の社会実装に向けた技術水準の向上を図るため、技術開発を行う際に、生成AIの活用を促すための支援や、オープンイノベーションの枠組みづくりなど、技術支援に努めること。

また、自動運転の事業化に当たって、国からの補助や市場からの資金調達が容易になるよう事業化に向けた初期投資への支援を行うこと。

加えて、都民の社会受容性を高めるため、自動運転に関わる分かりやすい情報を発信するほか、都民などが自動運転の効用を実感できる場づくりを行うこと。

さらに、既存の街のインフラにおける自動運転車両の乗降場所の在り方など、 国が率先してより具体的にガイドライン等を示すとともに、更なる社会実装の加速に向けて、公道実証における事故責任の在り方の議論や地域住民の理解促進な ど、自治体や事業者による取組が継続しやすい環境整備に努めること。

2 「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた取組の推進

(提案要求先 経済産業省・国土交通省) (都所管局 政策企画局・デジタルサービス局・都市整備局)

「空飛ぶクルマ」の社会実装の加速化に向け、型式証明や交通管理、バーティポート整備条件など機体の特性を踏まえた諸制度の構築を進めること。

また、社会受容性の向上に向けた取組や市街地での社会実装に向けた都の実装プロジェクト等への支援、将来の羽田空港アクセスの実現に向けた検討を推進すること。

<現状・課題>

国においては、空の移動革命に向けた官民協議会を設置し、令和4年3月に「空飛ぶクルマ」に関する基準の方向性が示され、令和5年12月に「バーティポート整備指針」が制定されるなど、制度の検討が進んでいる。

都においても、官民協議会の下に設置された離着陸場WGへ参画を図り、2030年代の市街地への展開に向け、型式証明や空域・運航基準など国の動向も踏まえ、SusHi Tech Tokyo2024で都内初となるデモフライトを実施するなど、社会受容性の向上、技術実装支援、離着陸場整備支援等を推進している。

また、都における社会実装の実現を加速させるため、機体メーカーや運航事業者等の民間事業者を含めた「空の移動革命実現に向けた東京都官民協議会」を設立し、ユースケースや社会実装に向けた課題、課題解決に向けた取組などの議論を踏まえ、ロードマップを精緻化し、商用運航に向けた実装プロジェクトを進めている。

「空飛ぶクルマ」が交通や観光、防災などあらゆる場面で活用され、地域の社会課題の解決を図るためには、安全性の確保はもとより、型式証明や交通管理、バーティポート整備条件など、その機体特性に合わせた制度設計が不可欠であり、特にバーティポートの整備が重要となる。現時点では、バーティポートはヘリポートに準ずるものとして整理がされているが、ヘリコプターに比べ騒音が小さく、「垂直離着陸」の飛行形態を持つ「空飛ぶクルマ」をヘリコプターと同列に扱うことは、都心部への導入の障壁となるおそれがある。

また、都心部におけるビル屋上の活用などに対し、建築関連の法制度への対応が必要となる可能性も考えられる。

加えて、いまだ「空飛ぶクルマ」に関しての認知度が低く、一層の社会受容性の向上に向けた取組や、将来の「空飛ぶクルマ」の普及と高密度化を見据えた交通管理手法の整備、都内において活用ニーズの高い「空飛ぶクルマ」の羽田空港アクセスの検討が求められる。

<具体的要求内容>

「空飛ぶクルマ」の社会実装の加速化に向け、国において型式証明や交通管理等の諸制度を構築し、機体や運航、落下物対策など安全性を確保すること。特に、バーティポートの整備基準策定に当たっては、「空飛ぶクルマ」の特性を的確に捉えつつ、市街地での飛行を見据え、進入表面の確保や、屋上ポートや浮体式ポートの技術基準、将来の普及と高密度化を見据えた交通管理手法などについて適切な方向性を示すとともに、環境アセスメントなど各種法制度の柔軟な取扱いについて検討を進めること。

なお、バーティポートの整備基準策定までの間においても、現行の「バーティポート整備指針」について適宜見直しを図ること。

また、社会受容性向上に向け、地方自治体が行う取組を支援するとともに、市街地での社会実装に向けた都の実装プロジェクト等において、暫定的なポート及び機体格納施設の確保や羽田空港の活用など、必要な協力を行うとともに、将来の羽田空港アクセスの実現に向けて検討を進めること。

3 ドローン物流の社会実装に向けた取組の推進

(提案要求先 経済産業省・国土交通省) (都所管局 デジタルサービス局・都市整備局)

ドローン物流の社会実装に向け、物流サービスに供する機体への開発支援や認証を推進すること。また、省人化を図るため操縦者が同時に運航できる機体数の増加を検討するとともに、都市部での活用促進のための飛行規制の見直しや、高頻度運航を想定した空域整理や運航管理の方向性を示すこと。

<現状・課題>

国においては、平成29年度に空の産業革命に向けたロードマップを策定し、以降状況に応じて改定を重ねてきた。令和6年11月に公表した最新のロードマップでは、多くの分野でドローンの利活用が進み、業務効率化・高度化を通じた産業の変革を目指した環境整備に取り組むこととしている。

都においても、ドローンによる物流サービスを社会実装するため、令和2年からビジネスモデルの調査・検討を開始し、有人地帯の目視外飛行(レベル4飛行)が制度化された令和4年度から、社会実装に向けた飛行実証を実施してきた。これら取組の結果、中山間地域における社会実装については、物資供給に関するルート整備の検討・調整が進むなど、一定の成果を得た。

ドローン物流は災害時の支援物資輸送等において、既に多くの成果や可能性が示されてきているが、都市部も含めた都内全域での日常的なサービスとして定着するためには、安全性の確保を大前提として都市部でのレベル4飛行を可能とする機体の開発や認証の推進、コスト面の課題を解決するための省人化が必要である。

また、現行制度において、人口集中地区(DID)が一律に飛行禁止区域とされていることが社会実装に対する大きな障壁となっている。加えて、将来的なドローン飛行の高頻度化に向け、ドローンの運航を適切に管理するための枠組みが必要となると考えられる。

<具体的要求内容>

ドローン物流の社会実装に向け、物流サービスに供することが可能な、十分な機能・性能を有する安全性の高い機体の開発が進むよう支援を行うこと。また、機体の開発状況に応じて、レベル4飛行を可能とする第1種の機体認証を推進すること。

ドローン物流が事業として成立するよう、省人化の観点から、限られた操縦者が同時運航できる機体数の増加等を検討するとともに、都市部でのドローン活用を推進するため、DID内の飛行規制について、河川部等を第三者の立ち入る可能性が低い場所として扱うなど実態に即した柔軟な規制となるよう適切な見直し

を検討すること。

都内上空に多数のドローンが高頻度に運航することを見据え、安全性の確保と 効率的な運用を両立するために、空域の整理や運航管理手法に関して適切な方向 性を示すこと。

5 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業 者に対する支援の充実

(提案要求先 農林水産省・林野庁・水産庁) (都所管局 産業労働局)

- (1)原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する支援の充実を図ること。
- (2) 国産木材の利用拡大に向けた支援を図ること。

<現状・課題>

我が国の経済は緩やかに回復しているものの、原材料価格の高止まりや円安等の影響により、農業者や漁業者の経営は厳しい状況にある。

このため都では、配合飼料価格安定制度及び漁業経営セーフティーネット構築 事業において畜産業者や漁業者が負担する積立金に対して助成を行うほか、無料 の土壌診断を実施し肥料コストの低減を進めるなど、農業者・漁業者への支援に 取り組んでいる。

また、「ウッドショック」の影響に伴い、輸入材の供給が不安定となったこと を契機に、多摩産材をはじめ国産木材の利用拡大に向けた施策を展開している。

国は、令和6年11月に「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を策定し、物価高の影響を受ける事業者の支援や飼料作物の生産支援、生産基盤の強化による国産木材の安定供給等に取り組んでいる。

しかし、国際情勢等により、景気の先行きに不透明感がある中、原油や原材料 価格の高止まりに対し、農林漁業者の経営の安定化が図られるよう、以下の要求 を行う。

<具体的要求内容>

(1) 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する支援の充実 配合飼料価格安定制度への基金の積み増しや肥料コスト低減体系への転換 を進めるなど肥飼料等の資材価格高騰対策を一層推進するとともに、肥料原 料の安定的な調達や電気料金高騰への対策、収入保険等の公的保険制度の一 層の充実を図ること。

また、漁業経営セーフティーネット構築事業の基金積み増しなど、漁業用燃油等のコスト低減に向けた一層の取組の推進を図ること。

(2) 国産木材の利用拡大に向けた支援

国産木材の安定供給・安定需要の体制を構築し、国産木材の利用拡大・国産材製品への転換に一層取り組むこと。

6 MICE推進施策の強化

(提案要求先 観光庁) (都所管局 産業労働局)

- (1) MICE誘致・開催に関する海外からの情報収集や分析を通じて、マーケティング戦略を強化するとともに、MICE開催地としての魅力を積極的に海外に発信すること。
- (2) 国際会議等の誘致・開催を促進するため、主催者や地方自治体のニーズを踏まえた支援策の強化を図ること。
- (3) 国際競争力向上などの観点からIT関連業界等との連携や人 材育成の取組を強化するとともに、大学等での国際会議等の誘 致活動を適正に評価する仕組みの導入を働き掛けること。
- (4) ユニークベニューの活用促進によるMICE誘致の国際競争 カや都市ブランドカの向上を図ること。

<現状・課題>

MICEは新型コロナウイルスの感染拡大により、開催中止・延期やオンライン形式への変更等、大きな影響を受けたが、コロナ禍の収束後は、人々が対面で集まる意義や価値が再評価されてきており、世界的に実地開催の再開が進んでいる。

都では、令和5年1月に策定した「東京都MICE誘致戦略 2023」に基づき、MICE誘致を展開しているが、シンガポールやソウルなどの競合都市においても、デジタル技術の活用や誘致に向けた情報発信など積極的な取組を行っており、これまで以上に都市間での誘致競争は激化している。

海外都市との誘致競争を勝ち抜き、国内でのMICE開催を増やしていくためには国を中心とした開催都市などとの連携を更に深め、海外都市の動向などを把握し、MICE開催における需要への的確な対応などにより国際競争力を一層強化することが重要である。

<具体的要求内容>

(1) MICEに関連する国際団体等との継続的なコミュニケーションが図られるよう国際団体等へ国内の関係者を配置するなど連携強化を図り、参加者の動向や主催者のニーズなど有益な情報の収集・分析を行うことでマーケティング戦略を強化するとともに、海外の主催者等に対し、魅力的な都市を有するMICE開催国としての日本の優位性を積極的に発信すること。

- (2) 国際会議等の誘致・開催を促進するため、誘致活動や開催経費等に対する助成など、主催者や地方自治体のニーズを踏まえた支援策の強化を図ること。
- (3) 急速なデジタル活用の進展や中長期的な国際競争力の維持・向上の観点から、MICE業界においても新たなテクノロジーなどの導入を推進するため、 IT関連業界等との連携を促進するとともに、大学生など次代を担う人材を 着実に育成するための取組を強化すること。

また、MICE誘致を推進するための基盤強化に向け、大学の教員等が行う国際会議等の誘致活動に対する適正な評価を行う仕組みの導入を関係府省庁へ働き掛けること。

(4) ユニークベニューは、開催都市の魅力を効果的にPRできる点において重要であるため、国内各地域が連携して活用促進に向けた取組を進められるよう、関係府省庁への働き掛けを行うなど、MICE誘致の国際競争力や都市のブランド力の向上につなげていくこと。

7 観光産業の持続的な成長に向けた取組の充実

(提案要求先 出入国在留管理庁・外務省・観光庁) (都所管局 産業労働局)

- (1) 外国人旅行者等に対する受入環境整備を推進するとともに、 観光産業が持続的に成長していけるよう、観光関連事業者の収 益力向上や人手不足解消に向けた取組への支援を一層推進す ること。
- (2)観光目的で来訪する旅行者に対して、更なる査証発給要件の緩和措置を適切に行うこと。
- (3) インバウンド需要の一層の拡大に向け、国を挙げて訪日意欲を 喚起するためのプロモーションを集中的に実施すること。

<現状・課題>

令和6年の訪日外国人旅行者は3,600万人を突破し、インバウンド需要は活況が続いている。

国際競争力を高め、世界の観光需要を更に取り込んでいくためには、免税販売手続における利便性の更なる向上、多様な文化・習慣に配慮した受入環境整備等を着実に進めるとともに、観光関連事業者の収益力向上やDXの推進等による人手不足の解消を強力に後押しする必要がある。

加えて、訪日意欲を喚起するための国を挙げたプロモーションや、現行の外国 人旅行者に対する査証発給要件の緩和措置を拡大していくことも有効である。

また、東京 2020 大会を契機に気運が高まった共生社会の実現に向けて、誰もが旅を楽しめるための環境づくりも欠かせない。

こうした取組により、観光産業の持続的な成長につなげていくことが求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 外国人旅行者等に対する受入環境整備を推進するとともに、観光産業が持続的に成長していけるよう、観光関連事業者への支援を一層推進すること。
 - ① 外国人旅行者への免税販売に関して、引き続き、事業者等への普及啓発 や免税販売手続の効率化などを通じて、免税店舗の更なる拡大等につなげ るとともに、旅行者の一層の利便性の向上を図ること。
 - ② 食事や生活上の習慣に一定の要件がある外国人旅行者のニーズにきめ細かく対応するため、外国人旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、観光施設などの運営者等に対し、異なる文化・習慣に関する普及啓発を図るとともに、外国人の多様な文化・習慣に配慮した環境整備に向けた支援

の充実を図ること。

- ③ 障害者や高齢者等も快適に楽しめるアクセシブル・ツーリズムの一層の 普及に向けた取組を実施すること。
- ④ 商品・サービスの高付加価値化等による観光関連事業者の収益力・生産性の向上の取組を引き続き支援するとともに、DXの推進等を通じた人手不足の解消を後押しすること。
- (2) 観光目的で来日する旅行者に対して、短期滞在査証の免除措置や、数次有 効の短期滞在査証の発行を行う対象国の拡大など、更なる査証発給要件の緩 和措置を適切に行うこと。
- (3) 各国では海外旅行に関心が高い層に対する観光プロモーションが積極的に 展開されている状況を踏まえ、インバウンド需要の一層の拡大に向けて、国 を挙げて訪日意欲を喚起するためのプロモーションを集中的に実施するこ と。

8 外国人との秩序ある共生社会の推進

1 多文化共生社会の実現に向けた外国人受入環境整備促進

(提案要求先 内閣官房・総務省・出入国在留管理庁・文部科学省) (都所管局 生活文化局)

国において多文化共生社会づくりを促進するための基本法を定めるなど体制整備に取り組むとともに、地方自治体が地域の実情を踏まえた多文化共生社会づくりを促進できるよう、適切な財政措置を継続的かつ安定的に講じること。

<現状・課題>

我が国で暮らす外国人(以下「在留外国人」という。)は、令和6年には過去最高の約377万人となり、そのうち約20パーセントの約72万人が東京で暮らしている。また、都内人口に占める外国人人口の割合は5パーセントを超え、今後更なる増加も見込まれる。

このような中、都はこれまで、「東京都多文化共生推進指針」に基づき在留外国人と日本人がともに地域の一員として活躍できる多文化共生社会の推進に向けた取組を進めてきた。

国では、総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、具体的な施策及び推進体制の整備における地方自治体の役割等を示している。また、文部科学省の所管する日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)や、出入国在留管理庁が公表した「外国人との共生社会に向けたロードマップ」においても、共生社会実現のための施策の策定及び実施について明記され、その実施に当たっては地域の状況に応じ推進することとされている。加えて、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第60号)が令和6年6月に公布・一部施行され、日本で暮らし続けるための人材を確保するため環境整備が進められている。さらに、令和7年7月には、内閣官房に外国人施策の司令塔となる事務局組織として「外国人との秩序ある共生社会推進室」が設置され、出入国在留管理の一層の適正化等に関する検討が進められている。

しかし、これらの法律やプラン、新組織等において、国の多文化共生施策の推進に対する統一的な見解や、国や地方自治体、企業、市民団体等各主体の役割分担などが示されておらず、地域の取組状況や体制が明確でない。また、近年、文化や習慣の違いに加え、教育、社会保障、住宅等における社会の変化に追いついていない我が国の制度的な課題も顕在化してきた。

今後ますます在留外国人の増加が見込まれる中、都市の活力を支える人材として、彼らが地域で孤立せず、日本人とともに地域社会の中で安心して生活し、活躍できる多文化共生社会の実現に向けた環境整備が急務である。

<具体的要求内容>

- (1) 国は、次の施策を主体となって実施すること。
 - ・ 省庁横断的に施策を推進する体制を整備するとともに、地方自治体によって取組に格差が生じないよう、また、地域の実情を踏まえた多文化共生社会づくりを促進できるよう基本法を定めること。
 - ・ 外国人が差別や偏見を受けることなく安心して地域で暮らせるよう、日本 人を含めた住民に対し、多文化共生社会への理解促進を継続すること。
 - ・ 日本語能力の習得や日本社会の習慣に対する理解促進を、地方自治体等に 任せるだけでなく、国としても全ての外国人に日本語学習等の機会を提供 すること。
- (2) 国は、地方自治体が地域の実情を踏まえた多文化共生社会づくりを促進できるよう、適切な財政措置を継続的かつ安定的に講じること。
 - ・ 地域の状況に応じた日本語教育を着実に推進するために、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において必要な予算を確保すること。
 - 各地域が現場の実情を踏まえ、必要な相談体制等が維持確保できるよう、「外国人受入環境整備交付金」の予算を十分確保すること。
- 2 外国につながりのある児童・生徒に対する日本語指導の充実 (提案要求先 内閣官房・文部科学省) (都所管局 教育庁・子供政策連携室)
 - (1)日本語指導が必要な外国につながりのある児童・生徒が、入 学直後に集中的に日本語や日本の習慣等を学ぶことができる 柔軟なカリキュラム編成を可能とすること。
 - (2)日本語指導が必要な児童・生徒の母語の多様化に対応した指導用教材を開発・作成するなど、教員の日本語指導の充実に向けた支援を行うこと。
 - (3) 教員定数増を含めた教員の確保・育成など、総合的な対策を早期に実現すること。

<現状・課題>

文部科学省の調査によると、令和5年5月1日現在、全国の公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国につながりのある外国人児童・生徒は57,718人で、16年前(平成17年度調査、20,692人)に比べ37,026人増加している。

また、「一人」在籍校が全体の34.9パーセントを占める一方で、「30人以上」 が在籍する学校は335校に上る。

さらに、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数が増えている。

こうした現状において、日本語指導が必要な児童・生徒に対する教育の充実は 不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 国は、日本語指導が必要な児童・生徒が学校への入学後できるだけ速やか に学習に取り組めるよう、入学直後に集中的に日本語や日本の習慣等を学ぶ ことができる柔軟なカリキュラム編成を可能とすること。
- (2) 多言語に対応した指導用教材等を開発・作成し、日本語指導が必要な児童・生徒に対する教員の日本語指導の充実に向けた支援を行うこと。
- (3) 国の責任において、教員定数増を含めた教員の確保・育成など、総合的な対策を早期に実現すること。

3 在留外国人に関するより精緻な実態把握

(提案要求先 内閣官房・総務省・法務省・出入国在留管理庁・ 文部科学省・厚生労働省)

(都所管局 生活文化局・総務局・主税局・福祉局・保健医療局・ 都民安全総合対策本部・住宅政策本部・教育庁)

在留外国人の生活に係る実態を把握できる仕組みを構築するとともに、国の各省庁や地方自治体等が把握している情報の一元化を図ること。

<現状・課題>

多文化共生社会の実現に向けた取組を検討する際には、在留外国人の生活に係る実態を十分に把握しておく必要があるが、国の既存の制度や政府統計等では困難な状況にある。

<具体的要求内容>

- ・ 国の既存の制度や政府統計等において、在留資格別・国籍別の人数などを 調査・回答項目に加える等、在留外国人の生活に係る実態を把握できる仕組 みを構築すること。
- ・ 地方税や公営住宅、生活保護、医療など、国の各省庁や地方自治体等が個別に把握している情報の一元化を図ること。

4 日本の制度等の周知・啓発

(提案要求先 内閣官房・総務省・出入国在留管理庁・外務省) (都所管局 生活文化局・総務局・主税局・福祉局・保健医療局・ 都民安全総合対策本部・住宅政策本部・教育庁)

在留外国人に対し、地域社会での生活上必要となる制度等の周知徹底を図るための体制整備、運用の仕組みを確立すること。

<現状・課題>

在留外国人の一部には、我が国の税制や社会保障制度、生活習慣等を十分に理解していない者もみられ、住民税などの地方税や国民健康保険料(税)、医療費等(以下「公租公課等」という。)の滞納や他の住民とのトラブルの一因となっている。

<具体的要求内容>

入国前の現地日本大使館における査証審査の機会などを活用し、これらの周知をより徹底すること。

入国後の区市町村窓口における住民登録の機会等を活用し、地域社会での生活 上必要となる制度等の周知徹底を図るための体制整備、運用の仕組みを確立する こと。

5 在留資格の制度設計及び審査等の強化

(提案要求先 内閣官房・出入国在留管理庁) (都所管局 都民安全総合対策本部・総務局・主税局・福祉局・保健医療局)

- (1)国が定める在留資格の趣旨・目的とその実態が一致するよう、 実態調査を強化すること。その際には、地方自治体及び医療機 関の負担にも配慮した上で、公租公課等の未納・滞納状況など を把握し判断材料とすること。
- (2) 現行の在留資格の基準が、我が国の現状を踏まえ、その趣旨
 - ・目的に合致しているかを検証した上で、必要な見直しを行う こと。

<現状・課題>

在留外国人の中には、国が定める在留資格の趣旨・目的とその実態が一致していない事例がみられる。

また、在留資格の基準自体が我が国の現状と一致していない可能性もある。

<具体的要求内容>

- (1) 国が定める在留資格の趣旨・目的とその実態が一致していない事例がみられるので、書面審査だけではなく面談等の回数を増やすなど実態調査を強化すること。その際には、地方自治体及び医療機関の負担にも配慮した上で、公租公課等の未納・滞納状況などを把握し判断材料とすること。
- (2) 在留資格の基準自体が我が国の現状と一致していない可能性もあるので、 現行の在留資格の基準がその趣旨・目的に合致しているかを検証した上で、 必要な見直しを行うこと。

6 公租公課等の確実な収入確保

(提案要求先 内閣官房・総務省・法務省・厚生労働省) (都所管局 保健医療局・総務局・主税局・住宅政策本部)

在留外国人等の公租公課等の滞納を未然に防止するとともに、やむを得ず滞納が発生した場合において、滞納先である地方自治体や医療機関等が速やかに債権回収を実施できるよう、必要な見直し及び仕組みの構築を行うこと。

<現状・課題>

近年、一部の地方自治体や医療機関等において、在留外国人等が公租公課等を 滞納する割合が高い事例がみられる。加えて、公租公課等を滞納したまま帰国し た在留外国人等については、連絡が取れず債権回収が困難となる等の問題もみら れる。

<具体的要求内容>

- (1) 在留外国人に対する国民健康保険料(税)の前納制度の導入に当たっては、 実務を担う区市町村の意見を斟酌した上で丁寧に制度設計を行うなど、地方 自治体の負担に配慮すること。
- (2) 個人住民税においても、国民健康保険料(税)の前納制度のような海外転 出時に滞納を未然に防ぐ制度の検討を行うこと。
- (3) 不動産を所有する在外居住者と確実に連絡が取れるよう、不動産登記簿への国内連絡先情報の記載を必須とすること。

参考

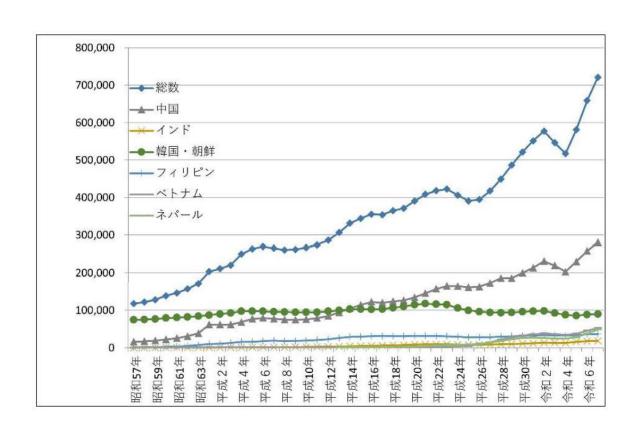
- 1 外国人との共生社会の推進
- (1) 在住外国人数(全国) 376万8,977人
- (2) 在住外国人数(東京都)

73万8,946人

[国籍·地域別外国人数上位5]

286, 200 人
96,808 人
54, 223 人
49, 104 人
37,603 人

- ※ 法務省統計「在留外国人」(令和6年末現在)
- (3) 在住外国人人口の推移(東京都)



東京都総務局「外国人人口」

9 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度 改善

(提案要求先 財務省・農林水産省・国土交通省) (都所管局 産業労働局・都市整備局)

「都市農業振興基本法」の趣旨を踏まえ、都市農業の振興と都市農地の保全に必要な制度改善や税財制措置を講ずること。

<現状・課題>

東京の都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産 基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を有しており、安全で快適な 都市づくりに極めて重要な役割を果たしている。

しかし、都市農地は相続時の高額な税負担や高齢化による担い手不足などにより年々減少し続けており、都市農業や農地の存続、良好な景観、環境の保全に深刻な影響を及ぼしている。

国は、平成27年「都市農業振興基本法(平成27年法律第14号)」を制定するとともに、生産緑地法(昭和49年法律第68号)の改正や特定生産緑地制度の新設、相続税納税猶予制度等の税制の改正、都市農地の貸借の円滑化に向けた新たな法律の制定など、制度改善を進めてきた。法改正から10年を迎える現在においても、相続を契機とした農地の減少はいまだ歯止めがかかっていない。団塊の世代が80歳以上となる令和12年以降に自然減の影響が強まることから、都市農地にかかる相続税納税猶予の対象拡大など、大胆な対策を速やかに講じる必要がある。

また、平成28年「都市農業振興基本計画」を閣議決定し、都市農地を貴重な緑地として明確に位置付けるとともに、農業者などにより適切に管理されることが持続可能な都市経営のためにも重要であるとした。しかし、都市部における生産施設や畜舎、加工・販売等にかかる建築物の設置には都市計画法(昭和43年法律第100号)や建築基準法(昭和25年法律第201号)により制限がかけられており、都市と共存する農業の発展が妨げられている。

なお、国は、平成29年、一部の農業用施設の設置を可能とする新たな用途地域 「田園住居地域」を創設したが、東京のように多くの住民がいる地域では、コンセンサスを得るのが難しく、本制度を活用することは極めて困難である。

このため、都市農業の振興と都市農地の保全に向けた課題に対する制度等の改善について、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、「都市農業振興基本計画」に示された具体的な取組を着実に実施するなど、以下の制度改善や必要な税制措置に取り組むこと。

- (1) 相続税の負担軽減等を図るため、下記の措置を講じること。
 - ① 相続税納税猶予制度について、生産緑地法に規定された集出荷施設、農機具倉庫、畜舎、直売所等の農業用施設や、市民農園に附属する休憩所やトイレなど、都市農業を営む農家が必要とする全ての施設や屋敷林等を生産緑地と同様に納税猶予の対象とすること。
 - ② 相続税における小規模宅地等の特例について面積要件を拡大するとともに同居などの要件を緩和すること。
 - ③ 農家が相続税を支払う際、農地による納付を可能とし、これにより公有化された農地を相続人に有償貸与し、課税額等相当分支払後、相続人に土地が返還される新たな制度を創設すること。
 - ④ 平成 26 年度の税制改正で見直された相続税の取得費加算の特例について、改正前の制度に戻すこと。
 - ⑤ 自治体が生産緑地を計画的に買い取ることができるよう、財政的な支援を拡充すること。
- (2) 都市農業が営まれている地域における建築物の用途制限について、下記の制度改善を講じること。
 - ① 農業経営に必要な施設に対する建築基準法の許可対象の拡大を図るとともに、同法に定める建築確認を要しない建築物の取扱いとすること。
 - ② 第一種低層住居専用地域等に存在する畜舎について、近隣の環境に配慮した改築等ができるように、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)の対象地域を拡大すること。

10 ライフ・ワーク・バランスの推進

1 働き方改革の推進

(提案要求先 内閣府・厚生労働省・中小企業庁) (都所管局 産業労働局)

(1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を 図ることができるよう、働き方改革推進支援センターでの支援 や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。

また、「働き方改革」に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。

- (2) ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、柔軟な働き方や育児・介護等と仕事の両立など、企業の働き方改革を支援する取組の推進を図ること。
- (3) 中小企業の働き方改革の推進を図るため、長時間労働につながる商慣行の是正に取り組むこと。

また、中小企業が取組を進めるに当たって、事前の相談など きめ細かな対応を行うとともに、助言及び指導においては、そ れぞれの企業の事情を踏まえること。

(4) 中小企業が労働者のエンゲージメント向上に積極的に取り組めるよう、その効果や具体的な取組方法などを広く発信するとともに、働きやすさや働きがいの向上につながる施策を実施すること。

<現状・課題>

残業時間の上限規制や年次有給休暇の付与義務などを定めた働き方改革関連法が、平成31年4月から順次施行され、令和2年4月からは中小企業に残業時間の上限規制が適用され、令和5年4月には中小企業における割増賃金率の猶予が廃止されている。

また、令和6年4月から、これまで業務の特性や取引慣行の課題があることから猶予されていた建設事業や自動車運転の業務等に対しても、時間外労働の上限

規制が適用されている。こうした中、経営基盤がぜい弱である中小企業が、法を踏まえ適切に労働時間の短縮などを進めていくには、個々の実情に応じた対応を図れるよう支援を行うとともに、業務効率化などの生産性向上に向けた支援も必要である。

令和2年12月に閣議決定した「第5次男女共同参画基本計画」は、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)や多様で柔軟な働き方を実現するため、週60時間以上働く雇用者の割合や年次有給休暇の取得率、男性の育児休業取得率など、令和7年に達成すべき数値目標を設定している。

このため、仕事と生活の調和の実現(ワーク・ライフ・バランス(都ではライフ・ワーク・バランスとして推進))に向けて、新たな目標を設定し、更なる取組を推進していくことが重要である。

一方、中小企業の働き方改革については、取引先からの短納期の発注や納期の 短縮など取引慣行が阻害となっていることから、こうした長時間労働につながる 商慣行の是正も必要である。

さらに、令和4年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2022 (骨太の方針)」において、働き方改革を進め、働く人のエンゲージメントと生産性を高めていくことを目的として、働く人の個々のニーズに基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境の整備に取り組むことが盛り込まれた。人口減少に伴う労働力不足に直面する中、一人一人が持つ潜在能力を十分に発揮するためには、働く人のエンゲージメントを高める取組を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、特に令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用された建設事業や自動車運転の業務等に対して、改正法の周知啓発を行うとともに、引き続き、働き方改革支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。

また、働き方改革に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。

- (2)全ての労働者が意欲と能力を十分発揮し、生活と仕事の調和のとれた働き 方を実現していくために、長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進、 育児・介護等と仕事との両立支援、メンタルヘルス対策などの取組を促す施 策を推進すること。
- (3) 中小企業の働き方改革の取組を進めるため、取引先の休日労働や深夜労働につながる短納期の発注の抑制など、長時間労働につながる商慣行の是正に向けた取組(しわ寄せ防止の取組)を行うこと。

また、中小企業が働き方改革の取組を進めるに当たって、事前の相談など きめ細かな対応が実施可能な体制を整備するとともに、中小企業への助言及 び指導においては、労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態などそれ ぞれの企業の事情を踏まえたものとなるよう配慮すること。

(4) 中小企業が労働者のエンゲージメント向上に積極的に取り組めるよう、その効果や具体的な取組方法などを広く発信するとともに、働きやすさや働きがいの向上につながる施策を実施すること。

参考

(1) 働き方改革関連法の概要(労働時間法制の見直し)

主な改正項目		施行日	
		大企業	中小企業
労働基準法	残業時間の上限規制	平成31年4月	令和2年4月 1日
	年次有給休暇の付与義務	1日	
	月60時間の残業の割増賃金 率引上げ	※施行済	令和5年4月 1日
	フレックスタイム制の拡充	平成31年4月1日	
	高度プロフェッショナル制 度の新設		
労働時間等 設定改善法	勤務間インターバル (努力義 務)		
労働安全衛 生法	労働時間の客観的な把握		
	産業医・産業保健機能の強化		

(2) 第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)数値目標(抜粋)

(内閣府男女共同参画局)

数値目標設定指標	 現状(直近の値) 	令和7年
週労働時間 60 時間以上の雇用者の 割合	6.4%	5 %
年次有給休暇取得率	56.3%	70%
労働時間等の課題について労使が 話合いの機会を設けている割合	64.0%	全ての企業で実施
男性の育児休業取得率	7. 48%	30%
25 歳から 44 歳までの女性の就業率	77.7%	82%
第1子出産前後の女性の継続就業 率	53.1%	70%

- (3) しわ寄せ防止対策の推進
 - ・しわ寄せ防止キャンペーン月間(11月)の実施

2 テレワークの推進

(提案要求先 内閣府・総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省) (都所管局 産業労働局)

デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据 え、テレワークの促進と定着に向けて、テレワークを社会に根付か せるためのルールの普及啓発を進めるとともに、テレワークの導入 が難しい業種や非正規雇用への導入支援のほか、サテライトオフィ ス勤務等の促進を図る支援を行うこと。

<現状・課題>

テレワークは、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするものであり、労働者のライフ・ワーク・バランスの向上による働き方改革の促進のほか、 企業にとっても、生産性の向上や多様な人材の確保、災害時の事業継続対策など に有効である。

都では、これまで東京 2020 大会における「交通需要マネジメント(TDM)、テレワーク、時差Biz」を一体的に推進する「スムーズビズ」の推進や、感染症の拡大防止に向けた緊急対策などに取り組んできた。その結果、都内企業(従業員 30 人以上)のテレワーク導入率は約6割に達するなど、テレワークは急速に拡大している。一方で、運用上の課題(コミュニケーション不足等)に対応できず、定着が難しい企業の存在も浮き彫りになってきている。

また、令和7年4月施行の改正育児・介護休業法では、3歳になるまでの子を養育する労働者や家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置(努力義務)の内容にテレワークが追加されている。今後は、働き方の多様化等に対応し、企業戦略として「我が社のテレワーク」を促進させるため、テレワークの更なる導入の促進と定着に向けた取組を強化していく必要がある。

< 具体的要求内容>

- (1) デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークを企業に根付かせるためのルールの普及啓発を官民一体で進めること。
- (2) 中小企業をはじめ、企業のテレワーク機器・ソフトウェア等の導入や定着 を促進するための支援策を拡充すること。
- (3) 育児・介護休業法に、3歳になるまでの子を養育する労働者や家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置(努力義務)にテレワークが追加されたことについて、企業への周知を徹底するとともに、テレワークを活用した柔軟な働き方等を促す施策を実施すること。
- (4) 自宅でもオフィスでもないサードプレイスとして、サテライトオフィス勤務やワーケーション勤務の促進を図る支援を行うこと。
- (5) テレワーク勤務の運用においては、非正規雇用の従業員も正規雇用の従業

員と同様に活用できるよう、企業に対し指導を行うとともに、非正規雇用 へのテレワークの導入が進むよう支援策を拡充すること。

(6) 労働時間の管理やコミュニケーションの確保、通信環境の整備など、テレワークの導入・運用上の課題を抱える企業に対して、テレワークガイドラインの普及啓発を図るとともに、課題解決に向けたサポートを行うこと。また、テレワークの導入が難しい業種において導入が進むよう、テレワークに必要な業務改革などについて支援を行うこと。

参考

【テレワークの導入促進と定着に向けた都の取組】

〇「テレワーク東京ルール」の策定

【テレワーク東京ルール】

<テレワーク戦略ビジョン>

テレワークで実現するワーク・ビジネススタイルの変革

- ・働き方改革
- ・ビジネス革新
- ・人 材 活 用
- ・危 機 管 理
- ・地 域 振 興

ライフ・ワーク・バランスの実現

生産性の向上(ビジネスにおけるDX)

多様な人材の活躍 (ダイバーシティの実現)

災害・感染症拡大時など非常時の事業継続

勤務地・働く場所の分散による地域活性化

くテレワーク実践ルール(我が社のテレワークルール)>

テレワーク戦略ビジョンを踏まえ、各企業が実情に応じ具体的な取組ルールを設定

【ルールの設定例】

▶ 働き方改革 : テレワークデー・テレワークウィークの設定、育児・介護中はテレワーク勤務を活用

▶ ビジネス革新:会議や商談・営業は、オンラインで実施(テレビ・ウェブ会議システムの活用)

▶ 人材活用 : テレワークの活用で障害者等の雇用促進、研修は在宅で e ラーニングで実施

▶ 危機管理 : 地震・台風・猛暑時等には、積極的にテレワークを実施

▶ 地域振興 : 観光地のサテライトオフィス勤務の実施

○テレワークトータルサポート事業(令和7年度から)

テレワークの導入・定着・促進を図るため、専門家の活用や機器等の導入を支援するほか、テレワーク未導入企業が育児・介護期従業員を対象に規定を整備した場合などに金額を加算するなど、企業の多様なニーズにきめ細かに対応

- ○テレワークとオフィス勤務のベストバランス推進事業(令和7年度から) テレワークに係る各種課題の検討などを行い、「テレワークルール(我が社の ベストバランス)」等を定めた企業へ奨励金(定額20万円)を支給
- ○サードプレイス活用促進事業(令和7年度から) サテライトオフィス及びワーケーション勤務規定を導入・利用させた企業に奨励金(各規定の導入ごとに定額10万円)を支給

11 障害者の就業支援策の一層の充実

(提案要求先 厚生労働省) (都所管局 産業労働局)

(1)障害者や難病患者の雇用促進や職場定着を図る施策の充実を 図ること。また、障害者手帳を所持しない難病患者等について、 雇用率制度における対象障害者の範囲に含めること。

さらに、障害者や難病患者の安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成の支援の充実を図ること。あわせて、障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底を図ること。

- (2) 民間企業の法定雇用率 2.7 パーセントへの段階的な引上げや 週 20 時間未満で働く重度障害者等の実雇用率の算定が可能と なったことを踏まえて、企業に対する法制度の周知徹底や事業 主に対する一層の支援策を講ずること。
- (3) 重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、助成金制度等の周知や施策の充実を図ること。

<現状・課題>

都における令和6年6月1日現在の民間企業の障害者の実雇用率は、2.29パーセントと過去最高を更新し、雇用障害者数も過去最高となっている。

しかし、依然として法定雇用率 2.5 パーセントを下回っており、大企業の障害者雇用は進展しているものの中小企業の障害者雇用は進んでいないなど、更なる雇用促進の取組が必要である。

障害者の雇用においては、雇用されても早期に離職する例が多く、職場定着の 支援が重要となっている。

さらに、難病を抱える方の就職支援や雇用継続の支援も課題となっている。

また、国において重度身体障害者に対する支援として障害者雇用納付金制度に基づく助成金等の拡充が図られているところであるが、こうした制度の着実な実施を図るとともに、利用促進に向けた周知や施策の更なる充実が必要である。

一方、障害者の雇用は有期雇用契約が多く、賃金も最低賃金といった場合も多い。このため、安定的な雇用、処遇改善や将来を見据えたキャリア形成の支援など、障害者が希望とやりがいをもって働ける環境整備が必要である。

また、このような環境整備のためにも、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などの普及啓発が重要である。

加えて、民間企業の法定雇用率が令和6年度から2.5パーセント、令和8年度から2.7パーセントと段階的に引き上げられることに伴い、雇用義務の対象となる中小企業の範囲が更に拡大することを踏まえて、中小企業をはじめ企業に対する更なる支援策が必要である。

さらに、令和6年4月から週10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障害者や精神障害者の実雇用率の算定が可能となったことを踏まえて、企業がより一層の障害者雇用を進めていくためには、週20時間未満の障害者の雇用に対する支援策が必要となる。

<具体的要求内容>

(1) 障害者の雇用の促進とともに、職場定着が図られるよう、職場体験実習やトライアル雇用の推進、ジョブコーチ事業の拡大など施策の充実を図ること。 また、障害者手帳を所持しない難病患者や発達障害者等について、雇用率制度における対象障害者の範囲に含めること。

さらに、障害者や難病患者が安心して活躍できる職場環境を整備するため、 安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成を支援する取組の充実を図ること。 あわせて、「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底など を行うこと。

(2) 民間企業の法定雇用率が 2.7 パーセントへ段階的に引き上げられることや 週 20 時間未満で働く重度障害者等の実雇用率の算定が可能となったことを 踏まえて、法制度の周知徹底を図るとともに、精神障害者をはじめ障害者の 雇用についての中小企業に対する普及啓発や重度障害者等の受入れノウハウ・好事例の普及啓発を進めること。

また、障害者の雇用を更に拡大するためのテレワークの導入支援など、事業主に対する支援策を講ずること。

(3) 重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、障害者雇用納付金制度に基づく拡充された助成金制度等の周知を行うとともに、更なる施策の充実を図ること。

参考

【民間企業の雇用者数(東京)】

各年6月1日現在

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成 30 年 (対前年比)	131, 700. 5 (3. 2%)	37, 022. 5 (8.9%)	25, 071. 0 (29. 2%)
令和元年 (対前年比)	135, 139. 5 (2.6%)	39, 599. 0 (7. 0%)	29, 276. 0 (16. 8%)
令和 2 年 (対前年比)	136, 369. 5 (0.9%)	41, 628. 5 (5. 1%)	33, 494. 0 (14. 4%)
令和3年 (対前年比)	137, 835. 0 (1.1%)	44, 114. 5 (6.0%)	37, 582. 0 (12. 2%)
令和4年 (対前年比)	138, 907. 0 (0.8%)	46, 513. 0 (5. 4%)	43, 055. 5 (14. 6%)
令和5年 (対前年比)	140, 206. 0 (0.9%)	48, 549. 0 (4. 4%)	50, 577. 0 (17. 5%)
令和 6 年 (対前年比)	142, 542. 5 (1. 7%)	50, 706. 5 (4.4%)	58, 652. 0 (16. 0%)

[※]雇用者数(人)はカウント数

12 女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実

1 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策

(提案要求先 厚生労働省) (都所管局 産業労働局)

女性の活躍を推進する観点から、女性の活躍推進に向けた取組を 行う企業への支援策の充実や、女性の再就職に向けた施策の強化を 図ること。

<現状・課題>

人口減少社会を迎える中、日本の成長を持続させていくためには、将来を担う若者だけではなく、女性や高齢者等が能力や個性を十分発揮し働き続けられることが必要である。

とりわけ、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動や行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ、社会全体に活力を与えることにもつながるものである。

しかし、出産・育児等のライフステージの変化により、女性の正規雇用比率は30代以降下がっていく傾向にあり、また、女性の管理職割合は諸外国と比較し低い水準となっていることなどから、女性活躍を推進する施策の充実が必要である。

平成28年4月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号) (女性活躍推進法)」により、常時雇用する労働者が300人を超える事業主に対し行動計画の策定が義務化された。加えて、令和元年5月には、101人以上300人以下の企業にも行動計画の策定が義務付けられる同法の改正案が成立し、令和4年4月に施行された。

令和4年7月には、301人以上の企業に対し同法に基づく男女の賃金の差異に係る情報の公表が義務化され、令和5年6月に決定した「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」には常時雇用労働者101人以上300人以下の企業への公表義務の対象拡大の検討を行うことが明記された。

また、令和7年度末までの時限立法である同法は、10年間延長されることとなった。

男性が大多数を占める業界において、近年、雇用に限らず個人事業主などの形態で、土木現場等で活躍する女性が増えている。一方、現場で働く全ての女性に共通するトイレ等労働衛生面の課題に対し、対応が進んでいない状況があり、その改善が必要である。

<具体的要求内容>

(1) 女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する支援策の充実や、中小企業に対する行動計画の策定支援等、女性活躍推進法の延長後も改正内容に応じて、引き続き強化をすること。

また、女性管理職が相当程度少ない企業において、女性社員向けの人材育成やキャリア形成支援の取組に対して支援を行い、女性の管理職登用やキャリアアップを中小企業に促すこと。

- (2) 女性のライフステージに対応した活躍を支援するため、マザーズハローワーク等支援拠点の更なる増加や事業の充実など、子育て等により離職した女性の再就職に向けた施策について、一層の強化を図ること。
- (3) 男女の賃金に差異があることから、その解消に向けた施策を講じること。
- (4) 女性の職域拡大が進むよう、建設や運輸などの現場において、個人事業主 等を含む女性が働きやすい環境整備について法制面での対応を図るなど改善 を促進すること。

(提案要求先 厚生労働省) (都所管局 産業労働局)

- (1) 短時間労働者の追加就労の障壁となる、配偶者手当等の支給 要件の見直し等について、企業に対し働き掛けるとともに、企 業の自主的な取組を支援すること。
- (2) 就業調整をしている短時間労働者に対して、いわゆる「年収の壁」に関する制度改正動向等の正確な理解を促進すること。
- (3) いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者の被用者保険の適用要件の見直しに係る検討を着実に進めること。
- (4) くらし方や働き方の変化を踏まえ、働き方に中立な社会保障制度の実現に向けて検討を進めること。

<現状・課題>

我が国では、労働者の配偶者で扶養され社会保険料の負担がない層のうち約4割が就労している。 その中には、一定以上の収入(106万円又は130万円)となった場合の、社会保険料負担の発生や、収入要件のある企業の配偶者手当がもらえなくなることによる手取り収入の減少を理由として、就業調整をしている者が一定程度存在する。都は、このような手当の見直しを行った企業に対して、奨励金を支給している。

「全世代型社会保障の構築に向けた取組について(令和4年12月16日全世代型社会保障構築本部決定)」では、働き方に中立的な社会保障制度等の構築に向けて、短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃や、週労働時間20時間未満の短時間労働者への適用拡大等を取り組むべき課題としており、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025(女性版骨太の方針2025)(令和7年6月10日決定)」では、「いわゆる「年収の壁(106万円・130万円)」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大や最低賃金の引上げ等に取り組むことと併せて、当面の対応策として、「年収の壁・支援強化パッケージ」を着実に実行する。」とされている。

令和5年10月から実施している「年収の壁・支援強化パッケージ」では、国における当面の対応として、(1)106万円の壁への対応(①キャリアアップ助成金のコースの新設②社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外)、(2)130万円の壁への対応(③事業主の証明による被扶養者認定の円滑化)、(3)配偶者手当への対応(④企業の配偶者手当の見直し促進)を進め、年収の壁を意識せずに働くことのできる環境づくりを後押しするとともに、さらに、制度の見直し

に取り組むことや、設備投資等により事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小 企業等に対する助成金(業務改善助成金)の活用を促進している。

令和7年6月13日に成立した「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」により、短時間労働者の被用者保険の適用に係る要件のうち、賃金要件及び企業規模要件の撤廃等が示されたが、いわゆる「年収の壁」に代表されるような、女性の就労の壁となっている制度・慣行について、着実に見直しを進めていくことが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 短時間労働者の追加就労の障壁となる、配偶者手当等の支給要件の見直し等について、企業に対し働き掛けるとともに、企業の自主的な取組を支援すること。
- (2) 就業調整をしている短時間労働者に対して、いわゆる「年収の壁」に関する制度改正の動向や、就業時間数と収入の関係について、将来を見据えた安定収入や社会保障の重要性、被用者保険加入のメリットなども含め、普及啓発により正確な理解を促進すること。
- (3) いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者の被用者保険の適用要件の見直しに係る検討を国民年金制度との整合性等を踏まえつつ着実に進めること。なお、検討に当たっては、中小・零細企業の事業主負担に留意しつつ、当面の対応の効果を検証した上で進めること。
- (4) くらし方や働き方の変化を踏まえ、働き方に中立な社会保障制度の実現に向けて検討を進めること。

13 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進

(提案要求先 農林水産省・中小企業庁) (都所管局 産業労働局)

全国の中小企業のビジネスチャンスを拡大し、日本全体の経済の活性化を図るため、東京 2020 大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者に「ビジネスチャンス・ナビ」の利用を促すこと。

<現状・課題>

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京 2020 大会」という。)を契機とした中小企業の中長期的なビジネスチャンスの拡大を図るため、都は東京商工会議所、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会及び東京都中小企業振興公社と連携して「中小企業世界発信プロジェクト」を実施しており、その取組の一貫として都、国、組織委員会などの様々な発注情報を一元的に集約したポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を平成 28 年 4 月から運営してきた。

このサイトを全国の中小企業等が活用することで受注機会の拡大やビジネスパートナーの開拓につながるよう、国とも連携しながらサイトの周知を図り、登録や活用促進に向けて取り組んできており、また、各地域の産業に精通したネットワーク・サポーターを全国各地域に配置し、本サイトを活用して東京と地方の中小企業を結びつけることにより、受発注取引の広域化を推進してきた。

本サイトを含むプロジェクトについては、組織委員会の「東京 2020 アクション &レガシープラン 2019」や、国の「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」に 掲載されるなど、都や経済団体等と連携し、東京 2020 大会を契機に全国の中小企業の受注機会を拡大していくこと等が位置付けられた。

このような中小企業の発展につながる取組については、令和4年度以降も「中小企業受注拡大プロジェクト」として継続し、東京2020大会の重要なレガシーの一つとして定着させ、更なる発展を目指している。具体的には、ユーザーの利便性向上を目指しサイト機能の見直しを行うほか、民間企業同士の受発注取引の更なる活性化に向けたマッチング支援機能の強化を図るなど、プロジェクト内の取組についてより一層の活用促進に努め、中小企業の発展を後押しする。

こうした取組により、令和7年8月末日時点で、本サイトにおける登録企業数は累計52,099件となり、都の政策連携団体等も38団体が本サイトを電子入札システムとして活用している。

ビジネスチャンス・ナビの利便性向上やマッチング機能の強化を図る取組と、 東京と地方の中小企業を結びつけ、受発注取引の広域化を図る取組をリンクさせ ることで、本プロジェクトの効果を日本全国に波及させることも引き続き目指す ところであり、日本全体の経済の活性化を図るためには、本サイトへの登録と案 件掲載を促していくことが重要である。

<具体的要求内容>

「ビジネスチャンス・ナビ」について、東京 2020 大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者に登録・利用を促し、中小企業の受注機会の拡大を図ること。

参考

<中小企業受注拡大プロジェクトの概要>

東京 2020 大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓支援などの取組を大会のレガシーとして定着させ、中小企業の更なる飛躍につなげるため、以下の取組を展開

1 〈ビジネスチャンス・ナビ〉

官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトであり、受発注取引のマッチングをサポートし、中小企業の受注機会の拡大を支援する。また、サイトを通じた受発注取引や事業者のPR情報をもとに、ビジネスパートナー企業の検索を可能とする。

2 東京ビジネスフロンティア 中小企業が開発した創意あふれる製品やサービスを一堂に集め、大規模な 展示会へ出展する。

【ビジネスチャンス・ナビの概要】



< 令和3年度までの組織委員会や国における位置づけ>

○東京 2020 アクション&レガシープラン 2019 アクション一覧 (抜粋)

東京 2020 大会開催等を契機とする様々な調達情報などを提供する「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を活用し、東京のみならず全国の中小企業の受注機会の拡大を支援

○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告(令和3年6月)(抜粋)

大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくため、東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」が構築し、平成28年4月から本格的に稼働されている、「ビジネスチャンス・ナビ2020」について、東京都、大会組織委員会、経済界等とで連携し、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトとして、積極的な活用が進められている。

14 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援 強化

(提案要求先 金融庁・経済産業省・中小企業庁・環境省) (都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発等の更なる支援強化を図ること。
- (2) 中小企業の脱炭素の取組の促進に向け、J-クレジットの創出 に向けた支援や、海外クレジットを含むカーボンクレジットの 取引活性化に向けた取組を推進すること。

<現状・課題>

エネルギーや原材料をはじめとした物価の高騰などにより、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

こうした中、世界では再生可能エネルギーの利用拡大が進むなど、脱炭素化に向けた動きが加速するとともに、新たな脱炭素技術の開発も活発化している。

脱炭素化に向けた世界の潮流に乗り、中小企業が持続的な成長・発展を遂げていくためには、今後拡大が見込まれる脱炭素市場への参入を図るとともに、省エネ設備の導入等の取組を進めていくことが重要である。

国では、令和6年度補正予算の「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」に おいて工場・事業場で実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を支 援するなどしている。

カーボンニュートラルの実現に向けては、企業活動においても、製造工程等から自社製品の輸送等のサプライチェーン (Scope 3) までを含めた温室効果ガスの削減が重要であり、取引先からカーボンニュートラルへの協力を要請される中小企業も増加している。そのため、国は中小企業が脱炭素化に向けた設備投資や技術開発、排出量算定等に取り組むことができるように後押しする必要がある。

また、企業が脱炭素化の取組を進めるに当たり、自らの省エネや再エネ活用等の取組に加え、自社では削減が困難な排出量についてオフセットが可能なカーボンクレジットの活用も有効である。

国は、J-クレジット制度を運営し、事業者等の省エネ・再エネ設備導入等を促進するとともに、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指しているが、制度創設以降、単年度当たりの J-クレジットの認証量や償却量は増加していない。

さらに、排出量取引制度(GX-ETS)が令和5年度から試行的に開始され、令和8年度から本格的な稼働が予定されているが、本格稼働に当たっては、J-クレジット及びJCMの活用のみが認められる予定で、カーボンクレジットの質・活用の両面で国際的なルールメイキングが進む海外ボランタリークレジットは対象外となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発、円滑な排出量 算定等の更なる支援強化を図ること。
- (2) 中小企業の更なる脱炭素化の取組を後押しするため、プログラム型プロジェクトなどの J-クレジットの創出に向けた支援をより一層進めるとともに、カーボンンクレジットを活用してブランディングを行う取組に対する支援を行うなど、良質で信頼性の高い海外クレジットを含むカーボンクレジットの取引活性化に向けた取組を推進すること。

15 物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実

(提案要求先 公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁) (都所管局 産業労働局)

物価高騰等の影響を受ける中小企業について、経済の好循環を生み出すための支援策の更なる充実を図ること。

<現状・課題>

エネルギーや原材料をはじめとした物価の高騰などにより、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

このため、東京都では、原油価格高騰等で上昇したコストを取引価格に反映するための適正な価格転嫁に向けた対策や、賃上げの原資確保につながる取組を後押しするなど、様々な支援策の充実を図っているところである。

他方、国においても、令和2年5月に「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを創設したり、令和5年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を定めたりするなど、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行の順守を促しているところである。

また、価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえて随時事業者名を公表し、 価格転嫁の円滑な推進を強力に推進している。

さらに、令和6年度補正予算において、物価高騰対策や賃上げに向けた設備投資への補助金を充実するなど、中小企業への支援を拡充している。

しかし、企業物価指数は依然として高い水準で推移するとともに、日本商工会議所・東京商工会議所が令和7年6月に公表した調査では、賃上げ実施予定企業における防衛的な賃上げの割合が6割以上に達するなど、中小企業は引き続き厳しい経営環境にある。

中小企業が、現在の物価高騰等の危機を乗り越え、持続的な賃上げを図ることで、経済の好循環を生み出すためには、様々な観点から既存の支援の継続・更なる充実が必要である。

<具体的要求内容>

経済の好循環を生み出すため、物価高騰等の影響を受ける中小企業に対して、 生産性向上や賃上げへの後押しなどを含む既存の経済対策の継続・拡充など更な る支援の充実を図るとともに、適正な価格での取引推進に向けた仕組みについて、 その実効性をより一層向上させること。

16 高齢者の就業を推進するための支援の充実

(提案要求先 厚生労働省) (都所管局 産業労働局)

高齢者が希望や能力、経験などに応じて働き続けられるように、 高齢者に向けた就業支援を一層充実するとともに、企業における高 齢者雇用への理解や高齢者を受け入れる職場環境の整備を促進す ること。

<現状・課題>

東京都における令和5年度の65歳以上の求職者(都内ハローワーク)は66,018人で増加傾向だが、令和5年度における就職率は、若干上昇したものの21.1%(東京労働局)にとどまっている。

今後、高齢者の就業を推進し、高齢者が生涯現役で働き続けられるようにしていくには、高齢者が希望する仕事と求人とのミスマッチを解消するとともに、企業の高齢者の雇用に対する理解を促し、更に高齢者が活躍する場を創出することが必要である。

また、令和3年4月に施行された改正高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)では、65歳から70歳までの就業機会の確保措置について、企業に対して7項目(①定年延長、②定年廃止、③契約社員等での再雇用、④他企業への再就職支援、⑤フリーランスで働くための資金提供、⑥起業支援、⑦NPO活動等への資金提供)のいずれかの措置を講ずる努力義務が設けられた。本改正により企業はこれらの就業機会の確保措置について選択できる仕組みを整備することが求められているが、令和6年「高年齢者雇用状況報告書」(令和6年12月東京労働局)によると、都内の従業員21人以上の企業のうち、70歳まで継続して働ける企業は25.2%である。

これらのことを踏まえ、今後、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮して活躍できるように、企業に対して高齢者雇用への理解促進と支援を充実させることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1)都内ハローワークに設置されている「生涯現役支援窓口」等を活用して、 高齢者に向けた情報提供や相談支援を充実するとともに、合同就職面接会や 職場体験等を含めた企業とのマッチング機会の拡大・充実を図ること。
- (2)65歳を超えて高齢者が活躍している企業の具体的な事例紹介を含めた企業向けの広報等を通じて企業の高齢者雇用への理解を促進するとともに、企業が高齢者を受け入れるための職場環境を整備するため、相談支援や情報提供などを充実させること。
- (3)65歳以上の高齢者を採用した企業や、高齢者雇用の継続雇用に向けた制度構築に取り組む企業への支援を一層充実させること。

17 社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への 資金繰り支援

(提案要求先 金融庁・経済産業省・中小企業庁) (都所管局 産業労働局)

物価高騰や人手不足への対応など社会経済情勢の変化により事業活動に影響を受ける中小企業者の資金繰り支援の制度を適切に運用するとともに、経営改善・事業再生などに係る支援について、更なる充実を図ること。

<現状・課題>

中小企業を取り巻く経営環境は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中においても、物価高騰や人手不足などにより、引き続き厳しい状況にある。

多くの中小企業者が利用した実質無利子融資の借入れの据置期間終了などによって、厳しい資金繰りの中で返済に苦慮する事業者も見受けられる。

そのため都は、地域の金融機関に対し、返済猶予や借換え等の柔軟な対応を要請しているが、監督官庁である国からも各金融機関に対して適切に指導していく必要がある。

国は、経営改善・再生、成長促進を含めた多岐にわたる経営課題に対応するため、令和6年7月に経営力強化保証制度、令和7年3月に経営改善サポート保証(経営改善・再生支援強化型)制度及び協調支援型特別保証制度を創設した。今後は、中小企業の経営改善や事業再生を推進するため、資金繰りを適切に支援していくとともに、金融機関と中小企業支援機関の連携強化を後押しする必要がある。

また、セーフティネット保証制度(5号)については、令和6年12月から、利益率による認定基準が追加されるなどの見直しが図られたが、本制度は業況が悪化している中小企業が経営の安定化を図るうえで有効な支援であり、引き続き適切な運用が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 新型コロナ対応融資を利用した事業者の多くが引き続き返済を行っている中、物価高騰、金融情勢等により更なる経営環境の悪化が見込まれることを踏まえ、国から金融機関に対し、事業者からの返済猶予や借換えなどの要請に柔軟に対応するよう、指導を行うこと。
- (2) 国は、協調支援型特別保証制度など物価高騰や人手不足等の影響を受けている中小企業の経営課題解決を後押しする制度や、経営力強化保証制度や経営改善サポート保証制度など経営改善や事業再生に重点を置いた支援について引き続き充実を図ること。また、様々な社会経済情勢の影響により経営

改善が進まない中小企業に対して、金融機関と中小企業支援機関の連携した 経営支援が促進されるよう、一層の施策の充実を図ること。

(3) 中小企業を取り巻く経営環境や実情を踏まえ、セーフティネット保証制度 (5号) について、対象業種を的確に指定するなど適切な運用を行うこと。

18 高病原性鳥インフルエンザ対策の強化

(提案要求先 農林水産省) (都所管局 産業労働局)

- (1) 高病原性鳥インフルエンザの発生要因を解明すること。
- (2) 農場バイオセキュリティの徹底に向けた支援を強化すること。

<現状・課題>

平成 16 年に国内で 79 年ぶりに発生した高病原性鳥インフルエンザは、これまで断続的に発生がみられたものの、令和 2 年以降、毎年発生し、令和 4 年シーズンにおいては、過去最大規模の発生となった。

国は家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)に定める飼養衛生管理基準の 改正を幾度も行い、都道府県は本基準を遵守するよう家きん飼養者に対し指導を 行っているが、依然として本病の発生は継続している。

近年では、野鳥の侵入防止に効果があるといわれるウインドレス鶏舎での発生が複数例有り、しかも発症した鶏の位置は鶏舎入口から離れた場所でも確認されている。

これ以上の発生を防ぐためには、発生事例に係る疫学調査を継続することで、ウイルス侵入経路を特定し、発生要因を解明する必要がある。

また、家きん飼養者の飼料費や空調に要する電気代等の経費が高止まりしている中、農場バイオセキュリティ(家畜への病原体の侵入や病気のまん延を防ぐための取組)の徹底を図ることは、経営的な負担が大きいことから、その支援を強化する必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 高病原性鳥インフルエンザの発生要因の解明

発生事例に係る疫学調査を継続し、養鶏施設の構造や野生動物におけるウイルスの保有・消失期間など、実証試験も含めた検証を行い、ウイルス侵入経路を特定し、発生の要因を解明すること。

(2) 農場バイオセキュリティの徹底に向けた支援の強化

国は、家きん飼養者が農場バイオセキュリティに取り組む場合、その経費の2分の1を助成しているが、対策の徹底に向け、その補助率を引き上げるとともに、速やかに活用できるよう改善を図ること。